

## 【キャンペーンに関するご留意事項】

- ・NISA口座の開設には、お申込みから3週間程度のお時間がかかります。
- ・キャンペーン開始時点において、当行もしくははぐんぎん証券でNISA口座を開設済のお客さまは本キャンペーンの対象外となります。
- ・株式投資信託の購入額には、購入時手数料・消費税相当額を含みます。
- ・積立投信契約はお取引期間終了時点において、毎月積立金額が1万円以上かつ振替期間3年以上の契約が対象となります。
- ・お取引内容やお申込形態により、当日扱いとなる時間が異なります。キャンペーン期間、お取引期間の最終日にお申込み、お取引される場合は、十分ご注意ください。
- ・プレゼント（現金）は、2024年6月頃に当行でご利用いただいている証券口座の指定預金口座に入金する予定です。指定預金口座の解約等によりご入金できない場合、キャンペーンの対象外となります。
- ・プレゼント（現金）は課税対象となる場合があります。詳細は税務署等にご相談ください。

## 【2023年および2024年以降のNISA制度の主な留意点について】

### 1. 共通事項（2023年のNISA制度と2024年以降のNISA制度の共通点）

- ・NISAとは、個人投資家のための税制優遇制度で、NISA口座（非課税口座）を利用し、毎年一定金額の範囲内で購入した上場株式および株式投資信託の譲渡所得、配当所得が非課税となります。
- ・群馬銀行では、本制度の対象となる商品のうち、株式投資信託を取扱っています。
- ・NISA口座は、原則、すべての金融機関を通じ、1人1口座のみ開設できます（金融機関を変更した場合を除く）。
- ・一定の手続きのもとで金融機関の変更が可能です。ただし、金融機関の変更手続きを行い、複数の金融機関でNISA口座を開設した場合でも、各年において1つのNISA口座でしか、上場株式等を購入することができません。また、NISA口座内の上場株式等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税枠を利用していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- ・「非課税口座開設届出書」のご提出後、群馬銀行はNISA口座を開設し、税務署に対してNISA口座の二重開設がないことを確認いたします。所轄税務署より、二重口座として「非承認」の通知を受けたときは、法令に基づき、その開設の時に遡ってNISA口座を開設しなかったこととさせていただきます。
- ・他の口座との損益通算はできません。また、非課税口座内で譲渡損が発生したとしても繰越控除することはできません。
- ・株式投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は非課税であるため、本制度のメリットは受けられません。

### 2. 2023年までの一般NISA、つみたてNISAについて

#### （1）一般NISA、つみたてNISAの共通事項

- ・選択したNISA口座によりそれぞれ年間投資枠（一般NISA120万円、つみたてNISA40万円）が設定されています。
- ・非課税口座内で保有している上場株式等を一度売却すると、売却部分の非課税投資枠は再利用できません。
- ・各年の非課税口座の枠は、その年にしか使うことができず、未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。
- ・2024年以降、一般NISA口座、つみたてNISA口座での買付けを行うことはできません。また、新しいNISA口座に移管することはできません。

- ・2023年末時点で利用可能な一般NISA口座、つみたてNISA口座を開設している場合、2024年にNISA口座を開設している金融機関等に新しいNISA口座が自動開設されます。

## **(2) つみたてNISA特有の事項について**

- ・つみたてNISAと一般NISAは選択制であり、併用はできません。
- ・つみたてNISAに係る積立契約の締結が必要であり、同契約に基づき定期かつ継続的な方法による買付を行います。

## **3. 2024年以降の新しいNISA制度について**

- ・2024年以降のNISA制度では、年間投資枠（つみたて投資枠120万円／成長投資枠240万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円／うち成長投資枠1,200万円）が設定されます。
- ・非課税口座内で保有している上場株式等を売却すると、売却部分の非課税保有限度額が減少しますが、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能です。
- ・2024年以降のNISA制度では、つみたて投資枠の投資対象商品はつみたてNISAと同じですが、成長投資枠の投資対象商品は、整理・監理銘柄に該当する上場株式、信託期間20年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等が除外されたものとなります。

## **【投資信託のご留意事項】**

- ・投資信託は預金商品ではなく、元本および分配金の保証はありません。
- ・投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等（株式・債券等）の値動きにより変動する（外貨建資産は為替変動リスクもあります）ため、お受取金額が投資元本を割込む（損失が生じる）リスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することとなります。
- ・ご購入時等に各種手数料がかかります（投資信託の購入、保有、換金等にかかる費用の合計＝購入時手数料（お申込手数料）（お申込代金の最大3.3%）+運用管理費用（信託報酬）（純資産総額に対し最大年2.2%）+信託財産留保額（換金時の基準価額の最大0.5%）+その他費用）。  
※一部のファンドについては、運用実績に応じて成功報酬が別途かかる場合があります。  
※その他費用、成功報酬は運用状況等により変動するため、その総額および上限額等を示すことができません。
- ・お申込みにあたっては、契約締結前交付書面（目論見書および目論見書補完書面）等を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

商号等 株式会社群馬銀行  
登録金融機関 関東財務局長（登金）第46号  
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会